

※詳しくは圖に問い合わせください。

高額医療・高額介護合算療養費の申請が始まります

健康生活課国保年金係 ☎ 63-1327
健康生活課高齢者医療係 ☎ 63-1420
高齢者支援課介護保険係 ☎ 63-1418

高額医療・高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯の限度額（年単位）を超えた金額が支給される制度です。

- 計算期間** 平成 29 年 8 月～平成 30 年 7 月
- 支給対象となる世帯** 医療保険と介護保険のどちらにも自己負担額があり、世帯の限度額を超えた金額が 500 円より大きくなる世帯
※期間内に亡くなった人の代理申請もできます。
- 合算される医療保険**
介護保険を利用した人と同じ医療保険
※異なる医療保険の場合は合算されません。
- 計算されない自己負担の経費**
 - ①入院・入所時の食費・部屋代・日常生活品費
 - ②介護保険での福祉用具購入費・住宅改修費
 - ③要介護状態区分別の支給限度額を超えて介護サービスを利用したときの自己負担額
 - ④70 歳未満の人の医療費のうち、入院・外来・調剤、それぞれ月額で 21,000 円未満の自己負担額
- 申請窓口** 介護保険を利用した人が 7 月 31 日に加入している医療保険の窓口

●申請の窓口

加入している医療保険	申請に関すること
国民健康保険 健康生活課 国保年金係 ☎ 63-1327	対象世帯には申請書を送りますので、内容に従って申請してください。
後期高齢者医療 健康生活課 高齢者医療係 ☎ 63-1420	
その他の医療保険 各医療保険の窓口にお問い合わせください。	各医療保険窓口での申請には「介護保険自己負担額証明書」を添える必要があります。介護保険係で証明書の交付申請を行ってください。 【介護保険自己負担額証明書の交付申請に必要なもの】 ①印鑑（認印可） ②預貯金通帳 ③医療保険の被保険者証 ④介護保険の被保険者証
介護保険自己負担額については 高齢者支援課 介護保険係 ☎ 63-1418	

PICK UP 介護保険にはこんな申請も。まだの人は早めに申請してください。

介護保険高額介護（介護予防）サービス費の申請

介護保険高額介護（介護予防）サービス費とは、介護サービスを利用して支払った自己負担額のうち、個人の限度額（月単位）を超えた金額が支給される制度です。介護保険要介護認定の結果通知を送るときに、申請のお知らせ（ピンク色）を同封しています。

高齢者支援課介護保険係
☎ 63-1418

●申請に必要なもの

- ①印鑑（認印でも可）
- ②預貯金通帳
- ③介護保険の被保険者証

「荒尾市行政経営計画（素案）」への意見を募集します

政策企画課政策経営室
☎ 63-1273

人口減少や高齢化が進む中、行政サービスの向上を推進しながら提供し続けるためには、市役所組織の経営力を高める必要があります。荒尾市総合計画に定めている将来像を実現し、効率的で効果的な行財政運営を図るため、「荒尾市行政経営計画（第五次荒尾市行政改革大綱）」の策定を進めています。

●**募集締切** 1 月 20 日(日)
※郵送の場合は当日必着

●**閲覧場所** 政策企画課、市役所総合案内（1 階）、市役所情報公開コーナー（2 階）、市民サービスセンター、市ホームページ、メディア交流館、小岱工芸館、みどり蒼生館、万田炭鉱館、文化センター、市立図書館

●提出方法

意見提出書に住所・名前（または団体名）・電話番号などを記入し、持参する・郵送・FAX・メールのどれかで提出。
※電話や口頭での意見の提出は受付できません。
※いただいた意見は市ホームページで公表しますが、個人情報は公表しません。また、それぞれの意見に個別回答はしません。

●提出先

〒 864-8686（住所不要）
荒尾市役所 政策企画課政策経営室
FAX 64-0940
E-mail kikaku@city.arao.lg.jp

2019 年(平成 31 年度) 入札参加資格審査申請(物品・委託など)を受け付けます

契約検査室
☎ 63-1470

2019 年(平成 31 年度)に市が発注する物品の売買、修理や業務委託（工事に関するものを除く）の契約に関する競争入札などに参加する業者の入札参加資格審査申請の受け付けを行います。

- 受付期間** 2 月 1 日(金)～28 日(木)
※土・日・祝日を除く
- 受付時間** 午前 9 時～正午
午後 1 時～5 時
- 受付場所** 市役所 2 階 契約検査室
学校給食センター
企業局 総務課総務係
市民病院 経営企画課用度係

●申請についての注意事項

- ①この申請手続きで受理された業者のみ市と物品の取引、委託などの契約をすることができます。
- ②申請に関する詳しい内容については市ホームページにも掲載しています。

●提出書類（詳しくは市ホームページをご覧ください）

1	競争入札等参加資格審査申請書（物品調達等）
2	【法人】商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書（写し可） 【個人】事業主の身分証明書（写し不可）
3	【法人】商業・法人登記に係る印鑑証明書（写し可） 【個人】事業主の印鑑証明書（写し不可）
4	委任状
5	使用印鑑届
6	営業に必要な許可、認可又は登録を証する書類の写し
7	税に関して未納・滞納のないこと証する証明書（非課税の場合は、非課税証明書）
8	誓約書
9	役員・従業員名簿
10	希望職種（物品）確認表
11	希望職種（委託等）確認表
12	返信用封筒（長 3 号に 82 円切手を貼り付けしてください。）

**寄附累計額が 6 千 6 百万円を超えました！
荒尾市ふるさと応援寄附金の PR にご協力ください**

政策企画課企画統計係
☎ 63-1274

「生まれ育ったふるさとを応援したい、自分と関わりが深い地域に貢献したい」という人が、その自治体に寄附した場合、個人住民税・所得税が一定額まで控除される「ふるさと納税制度」。平成 20 年に創設されて以来、市では、本市の活性化のため、寄附者が指定した事業に活用しています。

市外の家族や知り合いが帰省されたときは、荒尾市ふるさと応援寄附金の PR にご協力ください。市外の人に対しては、お礼の品もご用意しています。

●寄附の状況（平成 30 年 10 月末現在）

事業の種類	件数	金額
1. 歴史・文化等振興事業	662 件	873 万 9 千円
2. 地域の元気づくり事業	184 件	336 万 5 千円
3. 子育て等支援事業	983 件	1,528 万 7 千円
4. 生きがい・医療・福祉等支援事業	336 件	764 万 7,500 円
5. 自然・環境保全事業	359 件	591 万 500 円
6. 市長におまかせ	1,064 件	2,574 万 9,511 円
合計	3,588 件	6,669 万 8,511 円

●寄附金控除額

寄附金の 2 千円を超える部分は、居住地の住民税（所得割）のおおむね 2 割を限度に、原則として、所得税と翌年度に課税される住民税から税額控除されます。

●申込方法

申込書は電話で政策企画課へ請求するか、市ホームページからお取り寄せください。



1 あじさい公園に設置した案内板
2 荒尾干潟でのバードウォッチングを楽しむ人への渡り鳥説明看板
3 郷土の偉人宮崎兄弟の活躍を分かりやすく漫画にし、次代を担う子どもたちに知ってもらったためのリーフレットを作成
◆1～3 のような事業に寄附金を活用しています

